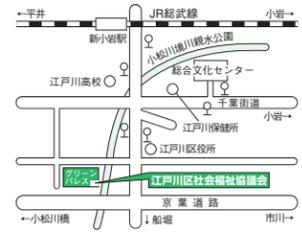


社協だより

URL <http://www.edogawa-shakyo.jp/>

第 150 号
発行/社会福祉法人
江戸川区社会福祉協議会
〒132-0031
江戸川区松島1-38-1
グリーンパレス1階
電話(5662)5557



歳末たすけあい運動にご協力をお願いします! **実施期間** 12月1日から12月31日まで

~つながり ささえあう みんなの地域づくり~

歳末たすけあい運動は、地域福祉活動募金の一環として、区民の皆様のご協力により毎年実施しています。

今年も「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに支援を必要とする方々が、地域の中で安心して暮らしていけるように、皆様からの温かいお気持ちをお届けしてまいります。

この募金運動は江戸川区の地域福祉のために皆様から善意の募金をお願いするものです。

皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。



募金はこちらの窓口へ

- ★町会・自治会
- ★区内各事務所地域サービス係
- ★社会福祉協議会

※郵便振替でも募金の受付を行っています。郵便振替をご希望される方は、下記までご連絡ください。郵便振替用紙を郵送します。

【江戸川区社会福祉協議会】
☎ 03 (5662) 5557

こちらからも募金できます



【au PAY 募金】

- ・個人情報(寄付者の名前・住所)が公開されず、領収書の発行は出来ません。
- ・au以外のキャリア(携帯会社)でも、アプリをインストールしてご利用いただけます。

主催：東京都共同募金会
実施：江戸川区社会福祉協議会
協賛：江戸川区/町会・自治会/
民生・児童委員協議会

歳末たすけあい運動募金の活用状況は、東京都共同募金会のホームページ「はねっと」で公開されています。

<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>

江戸川区社会福祉協議会にお寄せいただいた「歳末たすけあい募金」は、区内の地域福祉のために活用しております。

また、募金の配分計画については、歳末たすけあい運動実行委員会にて検討され、東京都共同募金会江戸川区配分推せん委員会の推せんに基づき、東京都共同募金会で決定します。

その使い道は、主に民生・児童委員を通じ、直接対象者へ贈りする「激励金」と地域での自主的な地域福祉活動を支援する「地域福祉活動費」になります。

募金はこのように活用しています!

昨年実績 **22,271,690円**

◆**激励金 8,318,000円**

重度障がい者、要介護熟年者のために!

◆**地域福祉活動費 11,865,531円**

区内の地域福祉を目的とする団体などの活動や事業に対して配分を行いました!

◆**募金活動費 2,088,159円**

ポスター、チラシ、町会・自治会募金活動費等

ご寄附ありがとうございました!

令和3年5月1日～令和3年9月30日

【一般寄附】

大藤興業株式会社様	323,000 円
くすのき扇子田長寿会様	16,260 円
小岩第四地区民生・児童委員協議会様	22,700 円
篠崎サークル様	1,900 円
高津實様	100,000 円
森川弘様	14,000 円
匿名26件	156,099 円

【子ども未来基金】

江戸川区更生保護女性会様	1,500 円
大塚章子様	30,000 円
(株)ベイシティ不動産様	100,000 円
(株)三菱UFJ銀行西葛西支店様	500,000 円
田中一郎様	50,000 円 (5回分)
ママさんバレーボール エスペランサ様	8,500 円
(有)エムケーアシスト様	500,000 円 (5回分)
(有)ケースワークス様	65,526 円 (2回分)
匿名9件	345,000 円

中3・高3の受験生を応援します!!

塾代・受験料を
無利子で貸付



入学すれば

返済不要!

- 塾代 **200,000円**
- 受験料 (上限)
(中3) **27,400円**
(高3) **80,000円**

- ・利用に際しては収入等の要件があります。
- ・2019年度 江戸川区償還免除実績99%

相談窓口 社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会

受験生チャレンジ貸付担当 TEL 03(5662)7638 申込締切日: 令和4年1月末

こんなお悩みはありませんか?



「私立高校に進学しようと思うけど入学金などが大変…」
「奨学金制度の仕組みがわからない…」

入学金・授業料の貸付「教育支援資金貸付」

利用に際しては収入等の要件があります。返済が必要な貸付制度です。
まずはお電話にてご相談ください。

相談窓口

社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会 生活福祉資金貸付担当 TEL 03(5662)5587

令和2年度の事業報告（主なもの）

江戸川区社会福祉協議会定款第38条の規定に基づき、令和2年度事業報告をお知らせします。
(この事業報告は、令和3年5月31日の理事会（書面決議）、6月30日の評議員会で承認を得たものです。)

1 会議の開催

理事会（5回開催）・評議員会（3回開催）

2 連絡調整

コロナ禍により各種行事が中止となるなか、民生・児童委員地区協議会に出席し、事業執行について報告と協力依頼を行うほか、各種団体と連絡調整を図った。

3 普及宣伝

「社協だより」第146、147、148号を発行、町会・自治会を通じ回覧及びホームページ掲載。

4 地域福祉事業

(1) 児童女性事業

団体助成 3団体（1団体返還）

(2) 熟年者福祉事業

①愛の杖贈呈 1,256本

②団体助成 2団体（2団体返還）

(3) 心身障がい者福祉事業

①親子激励日帰りバスハイク（新型コロナウイルス感染防止のため中止）

②ハンディキャップ貸出（1台）延べ92件

③福祉バス助成 2団体（日帰り2団体）

④団体助成 33団体（辞退6団体）



5 生活福祉資金貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付

教育支援資金 決定件数 29件 貸付決定額 38,648,000円

就学支度金 決定件数 21件 貸付決定額 4,546,000円

福祉費 決定件数 2件 貸付決定額 144,000円

(2) 総合支援資金貸付

貸付決定件数 0件

(3) 臨時特例つなぎ資金貸付

貸付決定件数 0件

(4) 緊急小口資金・総合支援資金特例貸付

貸付決定件数 合計 34,346件

(5) 不動産担保型生活資金貸付事業

貸付件数 新規 0件 継続 8件(内承継1件) 契約終了 0件

(6) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業

貸付件数 新規1件 継続 11件 契約終了0件

6 生活安定支援事業（受験生チャレンジ支援貸付）

学習塾等受講料 206件 貸付決定額 38,827,500円

大学等受験料 233件 貸付決定額 8,150,100円

※前年度債権の免除等件数 免除決定 368件 申立 8件 償還 3件

7 緊急援護費の支給

支給件数 3,240件 支給金品額 767,512円

8 歳末たすけあい運動

※1面参照

9 安心生活センター

(1) 安心生活サポート事業（地域福祉権利擁護事業）

①相談件数 102件（対象者1人につき1件、複数の相談あり）

認知症高齢者 71件 知的障がい者 8件 精神障がい者 23件

②支援回数 2,533回（訪問・電話対応・窓口対応）

認知症高齢者 1,832回 知的障がい者 181回 精神障がい者 520回

③契約件数 70件

認知症高齢者 45件 知的障がい者 8件 精神障がい者 17件

④生活サポーター登録者 40名

(2) 入院時サポート事業

①相談件数 3件 ②支援回数 0回 ③契約件数 0件

(3) 成年後見制度利用相談事業・法人後見事業

①相談件数 646件（対象者1人につき1件、複数の相談あり）

認知症高齢者 557件 知的障がい者 54件 精神障がい者 35件

②支援回数 2,616回（訪問・電話対応・窓口対応）

法人後見 940回

認知症高齢者 879回 知的障がい者 10回 精神障がい者 51回

区長申立 807回

認知症高齢者 765回 知的障がい者 17回 精神障がい者 25回

後見監督 336回

親族等申立 533回

③法人後見受任件数 24件（平成19年度から累計110件 内86件終了）

認知症高齢者 97件 知的障がい者 8件 精神障がい者 5件

④区長申立件数 66件（平成14年度からの累計646件）

認知症高齢者 557件 知的障がい者 54件 精神障がい者 35件

⑤後見監督受任件数 26件（平成19年度からの累計76件 内50件終了）

認知症高齢者 72件 知的障がい者 4件 精神障がい者 0件

(4) 福祉サービス苦情解決相談事業

相談件数 28件

（苦情内訳）

①高齢者福祉 1件 ②介護保険 2件 ③障がい者福祉 8件

④障害者自立支援法 9件 ⑤児童福祉 5件 ⑥生活保護 2件

⑦その他1件

(5) おひとり様支援事業

①相談件数 27件 ②支援回数 33回 ③契約件数 3件

10 なごみの家

(1) 誰もが集える交流の場（居場所）

場所	来訪者数	年代別内訳・構成比					
		未成年（～19歳）		成人（20～64歳）		熟年者（65歳～）	
		人	%	人	%	人	%
北小岩	3,301	396	12.0	1,102	33.4	1,803	54.6
小岩	2,083	13	0.6	295	14.2	1,775	85.2
鹿骨	3,533	852	24.1	1,224	34.6	1,457	41.2
瑞江	6,093	1,653	27.1	1,680	27.6	2,760	45.3
松江北	1,525	89	5.8	352	23.1	1,084	71.1
一之江	1,901	55	2.9	399	21.0	1,447	76.1
長島桑川	3,339	1,036	31.0	1,007	30.2	1,296	38.8
葛西南部	1,054	256	24.3	335	31.8	463	43.9
小松川平井	2,585	880	34.0	566	21.9	1,139	44.1
計	25,414	5,230	20.6	6,960	27.4	13,224	52.0

(2) 何でも相談：相談件数

場所	のべ相談件数	相談内容				
		生活・仕事	介護	健康	子育て	複合・その他
北小岩	1,382	411	137	195	14	625
小岩	663	371	105	142	19	26
鹿骨	1,086	480	65	352	39	150
瑞江	362	207	27	97	15	16
松江北	488	381	27	50	6	24
一之江	1,124	366	343	329	9	77
長島桑川	964	296	127	231	22	288
葛西南部	363	168	27	61	14	93
小松川平井	568	154	69	90	5	250
計	7,000	2,834	927	1,547	143	1,549

(3) 地域支援会議の開催（顔の見える関係づくり）

<参加対象者>

町会・自治会関係者、民生・児童委員、医療関係者（医師会・歯科医師会・薬剤師会）、介護関係者（熟年相談室・ケアマネジャー協会・訪問看護ステーション等）、MSW、警察、消防、ボランティア、総合人生大学OB

※令和2年度に関しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全所、書面での開催とし、対象者にアンケートを送付した。

(4) 見守りキーホルダー事業

場所	合計人数	熟年者		障がい者	
		新規	更新	新規	更新
北小岩	148	20	120	0	8
小岩	1,087	60	1,025	2	0
鹿骨	1,007	115	871	3	18
瑞江	757	93	663	0	1
松江北	982	59	812	0	111
一之江	161	35	125	0	1
長島桑川	516	96	413	0	7
葛西南部	207	36	167	1	3
小松川平井	607	94	487	2	24
計	5,472	608	4,683	8	173

(5) なごみ食堂

令和2年度に関しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(6) にこにこ運動教室

場所	男性	女性	計
北小岩	9	240	249
小岩	0	63	63
鹿骨	15	272	287
瑞江	16	138	154
松江北	26	112	138
一之江	1	83	84
長島桑川	17	197	214
葛西南部	13	250	263
小松川平井	2	160	162
合計	99	1,515	1,614

11 受託事業

(1) くつろぎの家

①利用状況 利用者数 22,350名
（令和2年9月12日をもって閉館）

(2) くすのきカルチャーセンター

①正規教室 34科目 74教室 生徒数1,062名

②自主活動教室 266教室 3,630名

③講師数 70名

④行事 開講式、自主活動団体文化祭、講師研修会、修了記念行事
（行事については新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

安心生活センター

権利擁護、成年後見、福祉サービスへの苦情などお気軽にご相談ください

おひとり様支援事業

子どももいないし、頼れる親族もないので今後が心配だわ…

緊急連絡先を求められたけど、どうすればいいの？



入院が必要になったら、自分で手続きできるかしら？

福祉の手続きや銀行での払い戻しが自分でできなくなったらどうしよう。

★おひとり様支援事業とは

ひとり暮らしの方で、支援可能な親族がいない熟年者の方々が、住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、緊急連絡先となって見守りを行います。また、入院時には契約手続きに同席するなど、入院中の困りごとのお手伝いをします。

おひとり様支援事業をご利用されるには、いくつか要件があります。まずはご相談ください。

安心生活サポート事業(日常生活自立支援事業)

最近、通帳などのしまい場所を忘れてしまって心配。

福祉サービスを利用したいけれど、どうすればいいの？



区役所から書類がきているけれど、どう手続きしたらいいの？

銀行での払い戻しや家賃の支払いなどが一人では不安。

★安心生活サポート事業とは

認知症・物忘れのある熟年者や、知的障がい・精神障がいなどによって自分だけでは十分な判断ができない方のために、福祉サービスや行政手続きの情報提供や助言を行います。また、日々の生活に必要な預貯金の払い戻しや、公共料金・家賃の支払い等のお手伝いをします。

まずはご相談ください。

成年後見制度の利用相談

★成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどによって自分だけでは十分な判断ができない方のために、後見人等を選任して本人の意思決定を助け、生活や財産などを守る制度です。



成年後見制度には、

「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

●判断能力が不十分になってから

→法定後見制度

家庭裁判所が援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を選ぶ「法定後見制度」

●判断能力が不十分になる前に

→任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」

成年後見制度について知りたい

申し立ての手続方法がわからない

成年後見人になってくれる人を探している

家庭裁判所への報告書の作り方を知りたい



親族の後見人になりたい

親族に成年後見人がついていて相談したいことがある

成年後見についてご相談下さい(無料)

専用ダイヤル：03-5662-7690

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後4時

福祉サービスへの苦情相談事業

苦情を事業者が取り合ってくれない… 事業者に直接言いづらい…

利用している福祉サービスについて苦情や不満があつてお困りの時は、ご相談ください。相談員が内容をお聞きし、解決に向けて助言や調整を行います。必要な場合には、弁護士・医師・社会福祉士の「苦情解決委員」が第三者機関として公正中立な立場から、苦情解決に向けて事業者との調整・協議を行います。



詳しくは安心生活センターまでお問い合わせください。

窓口
時間

月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 安心生活センター ☎03(3653)6275
午前8時30分～午後5時 ☎03(5662)7214

相談は無料です。秘密は厳守いたしますので安心してご相談ください。来所相談は、できるだけ電話でご予約ください。